

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">まるなげ RPA 利用規約</p> <p>この「まるなげ RPA 利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、スターティアレイズ株式会社(以下「当社」といいます。)が「まるなげ RPA」の名称で提供するサービスの提供条件及びお客様と当社との間の権利義務関係を<u>定めるものです</u>。お客様は、本規約の内容を十分理解し、これを遵守することにつき同意の上、本サービスの利用を<u>申し込むものとします</u>。</p>	<p style="text-align: center;">まるなげ RPA 利用規約</p> <p>この「まるなげ RPA 利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、スターティアレイズ株式会社(以下「当社」といいます。)が「まるなげ RPA」の名称で提供するサービスの提供条件及びお客様と当社との間の権利義務関係を<u>定めます</u>。お客様は、本規約の内容を十分理解し、これを遵守することにつき同意の上、本サービスの利用を<u>申し込みます</u>。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第1条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとします。</p> <p>(1)「本サービス」とは、当社が「まるなげ RPA」の名称で提供するサービスをいいます。</p> <p>(2)「利用者」とは、本規約に同意の上、本サービスの利用を希望するお客様をいいます。</p> <p>(3)「本契約」とは、本規約に基づき当社と利用者との間で締結する本サービスの利用契約をいいます。</p> <p>(4)「RPA」とは、Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）をいいます。</p> <p>(5)「RPA ソフトウェア」とは、当社が指定した本サービスの対象となる RPA のソフトウェアをいいます。</p> <p>(6)「本シナリオ」とは、RPA により業務を自動化する上で必要となる RPA の作業手順をいいます。</p> <p>(7)「キックオフミーティング」とは、本契約成立後に当社と利用者との間で行うオフライン又はオンラインによるミーティングをいいます。</p> <p>(8)「本仕様書」とは、キックオフミーティング及びその後の当社と利用者との協議により作成した本シナリオの構成案、満たすべき要件などを図表や文章などで記述した文書をいいます。</p> <p>(9)「作業工数」とは、当業者として平均以上の能力を有する人員 1 人が 1 月（1 日の作業時間を 8 時間とし、1 月の作業日数を 20 日間とし</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>本規約において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとします。</p> <p>(1)「本サービス」とは、当社が「まるなげ RPA」の名称で提供するサービスをいいます。</p> <p>(2)「利用者」とは、本規約に同意の上、本サービスの利用を希望するお客様をいいます。</p> <p>(3)「本契約」とは、本規約に基づき当社と利用者との間で締結する本サービスの利用契約をいいます。</p> <p>(4)「RPA」とは、Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）をいいます。</p> <p>(5)「RPA ソフトウェア」とは、当社が指定した本サービスの対象となる RPA のソフトウェアをいいます。</p> <p>(6)「本シナリオ」とは、RPA により業務を自動化する上で必要となる RPA の作業手順をいいます。</p> <p>(7)「キックオフミーティング」とは、本契約成立後に当社と利用者との間で行うオフライン又はオンラインによるミーティングをいいます。</p> <p>(8)「本仕様書」とは、キックオフミーティング及びその後の当社と利用者との協議により作成した本シナリオの構成案、満たすべき要件などを図表や文章などで記述した文書をいいます。</p> <p>(9)「作業工数」とは、当業者として平均以上の能力を有する人員 1 人が 1 月（1 日の作業時間を 8 時間とし、1 月の作業日数を 20 日間として計算する</p>

新旧対照表

旧	新
<p>て計算するものとする。) に行うことのできる作業量を表す単位をいいます。</p> <p>第2条（本契約の成立）</p> <p>1. 利用者は、以下の各号を確認し、同意したうえで、当社所定の方法により本サービスの申し込みを行うものとします。</p> <p>(1)本サービスにより制作することができる本シナリオは、利用者の単純かつ定型の業務を対象とします。利用者は、都度判断が必要な業務、複雑な処理が求められる業務については、本シナリオの制作を当社に依頼することはできません。</p> <p>(2)本サービスによる本シナリオの制作及び保守の作業工数には上限があります。</p> <p>(3)利用者が希望する本シナリオの内容によっては、制作までに期間を要する場合があります。</p> <p>2. 当社は、審査の結果、利用者による申し込みをお受けできないことがあります。この場合、当社は、その理由を利用者に説明することを要しないものとします。</p> <p>3. 当社が利用者からの申し込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。</p>	<p>ものとする。) に行うことのできる作業量を表す単位をいいます。</p> <p>第2条（本契約の成立）</p> <p>1.利用者は、以下の各号を確認し、同意した上で、当社所定の方法により本サービスを申し込みます。</p> <p>(1)本サービスにより制作することができる本シナリオは、利用者の単純かつ定型の業務を対象とします。利用者は、都度判断が必要な業務、複雑な処理が求められる業務については、本シナリオの制作を当社に依頼することはできません。</p> <p>(2)本サービスによる本シナリオの制作及び保守の作業工数には上限があります。</p> <p>(3)利用者が希望する本シナリオの内容によっては、制作までに期間を要する場合があります。</p> <p>2.当社は、審査の結果、利用者による申し込みをお受けできないことがあります。</p> <p>3.当社が利用者からの申し込みを承諾したことをもって、本契約の成立とします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第3条（本規約の変更）</p> <p>1. <u>当社は、当社のホームページにおいて1ヶ月以上前に告知することにより、本規約を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は利用者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>利用者が本規約の変更に同意しない場合は、本サービスを利用することができません。</u></p> <p>3. <u>利用者が、本規約の変更に同意しないときは、将来に向かって本契約を解除することが<u>できるもの</u>とします。</u></p>	<p>第3条（本規約の変更）</p> <p>1. 当社は、当社のホームページにおいて1ヶ月以上前に告知することにより、本規約を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は利用者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。</p> <p>2. 利用者が本規約の変更に同意しない場合は、本サービスを利用することができません。</p> <p>3. 利用者が、本規約の変更に同意しないときは、将来に向かって本契約を解除することが<u>できます</u>。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第4条（本サービス）</p> <p>1. 本サービスは、以下の各号から構成されます。</p> <p>(1) キックオフミーティング</p> <p>(2) 本シナリオの制作</p> <p>(3) 保守サポート（第10条に規定される）</p> <p>(4) その他前各号に関連する業務</p> <p>2. 本サービスは、原則として、当社が利用者の環境下へリモート接続をする方法により提供されます。当社が利用者の環境下に対してリモート接続をすることができない場合、利用者は本サービスの提供を受けることができません。</p> <p>3. 第1項第1号のキックオフミーティング及び第1項第2号の本シナリオの制作は、合わせて10人日を作業工数の上限とし、第1項第3号の保守サポートは、1人日を毎月の作業工数の上限とします。利用者は、作業工数の上限を超えて作業を依頼する場合、原則として、有償対応とし、別途見積の上、追加費用を当社に支払うものとします。</p> <p>4. 利用者は、本サービスの提供を受けるために必要な通信回線及びRPAが稼働するPC端末等を、自己の責任と費用負担にて用意するものとします。</p> <p>5. 本サービスには、RPAソフトウェアの使用許諾契約及びそのライセンス費用は含まれていません。利用者は、本サービスを受けるために必要なRPAソフトウェアの使用許諾契約を、RPAソフトウェアを提供する当社又は第三者との間で別途締結するものとします。</p>	<p>第4条（本サービス）</p> <p>1. 本サービスは、以下の各号から構成されます。</p> <p>(1)キックオフミーティング</p> <p>(2)本シナリオの制作</p> <p>(3)保守サポート（第10条に規定される）</p> <p>(4)その他前各号に関連する業務</p> <p>2.本サービスは、原則として、当社が利用者の環境下へリモート接続をする方法により提供されます。当社が利用者の環境下に対してリモート接続をすることができない場合、利用者は本サービスの提供を受けることができません。</p> <p>3.第1項第1号のキックオフミーティング及び第1項第2号の本シナリオの制作は、合わせて10人日を作業工数の上限とし、第1項第3号の保守サポートは、1人日を毎月の作業工数の上限とします。利用者は、作業工数の上限を超えて作業を依頼する場合、原則として、有償対応とし、別途見積の上、追加費用を当社に支払います。</p> <p>4.利用者は、本サービスの提供を受けるために必要な通信回線及びRPAが稼働するPC端末等を、自己の責任と費用負担にて用意します。</p> <p>5.本サービスには、RPAソフトウェアの使用許諾契約及びそのライセンス費用は含まれていません。利用者は、本サービスを受けるために必要なRPAソフトウェアの使用許諾契約を、RPAソフトウェアを提供する当社又は第三者との間で別途締結します。</p>

新旧对照表	
旧	新

新旧対照表

旧	新
<p>第5条（利用者の協力義務）</p> <p>1. <u>利用者は、当社に対して、本シナリオの制作及び保守に必要な範囲で、利用者のシステム上における ID・Pass、本サービスの対象となる業務の概要や手順を記述した文書及び業務に関連する社内規程等の情報を開示するものとします。</u>この場合、当社は、開示を受けた情報を、本サービスを提供する以外の目的では使用せず、善良なる管理者の注意の下管理します。</p> <p>2. <u>利用者は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者のシステム上、適切なアクセス制限を課すなど、必要な安全管理措置を講じるものとします。</u></p> <p>3. <u>利用者は、利用者のシステム上で変更が生じた場合、当社に対して本サービスの提供に必要な範囲で、当該システムの変更を通知するものとします。</u></p> <p>4. <u>利用者は、当社をして、本サービスの履行のために RPA ソフトウェアにログインさせて、これを操作させることが、RPA ソフトウェアの使用許諾条件に抵触しないことを確認するものとします。</u></p> <p>5. <u>利用者は、利用者が前各項の協力を怠ったことが原因で、本サービスの提供を受けることができず、又は不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができないものとします。</u></p>	<p>第5条（利用者の協力義務）</p> <p>1. 利用者は、当社に対して、本シナリオの制作及び保守に必要な範囲で、利用者のシステム上における ID・Pass、本サービスの対象となる業務の概要や手順を記述した文書及び業務に関連する社内規程等の情報を開示します。この場合、当社は、開示を受けた情報を、本サービスを提供する以外の目的では使用せず、善良なる管理者の注意の下管理します。</p> <p>2. 利用者は、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者のシステム上、適切なアクセス制限を課すなど、必要な安全管理措置を講じます。</p> <p>3. 利用者は、利用者のシステム上で変更が生じた場合、当社に対して本サービスの提供に必要な範囲で、当該システムの変更を通知します。</p> <p>4. 利用者は、当社をして、本サービスの履行のために RPA ソフトウェアにログインさせて、これを操作させることが、RPA ソフトウェアの使用許諾条件に抵触しないことを確認します。</p> <p>5. 利用者は、利用者が前各項の協力を怠ったことが原因で、本サービスの提供を受けることができず、又は不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。</p>
<p>第6条（シナリオ制作）</p> <p>1. <u>当社及び利用者は、申込内容及びキックオフミーティングに基づき、双方協議の上、本仕様書を作成するものとします。</u></p>	<p>第6条（シナリオ制作）</p> <p>1. 当社及び利用者は、<u>申し込み</u>内容及びキックオフミーティングに基づき、双方協議の上、本仕様書を作成します。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>2. 利用者は、完成した本仕様書に異議がある場合は、本仕様書の完成後 1 週間以内に当社に対して通知<u>するものと</u>します。</p> <p>3. 当社は、前項の期間内に異議がない場合、本仕様書の内容に基づいて、本シナリオを制作するものとし、本仕様書を検収及び契約不適合責任の基準とします。利用者は、当社に対して、本仕様書に記載のない事項について、追加の作業を求めることができません。</p>	<p>2. 利用者は、完成した本仕様書に異議がある場合は、本仕様書の完成後 1 週間以内に当社に対して通知します。</p> <p>3. 当社は、前項の期間内に異議がない場合、本仕様書の内容に基づいて、本シナリオを制作するものとし、本仕様書を検収及び契約不適合責任の基準とします。利用者は、当社に対して、本仕様書に記載のない事項について、追加の作業を求めることができません。</p>
<p>第 7 条（納入予定日・制作スケジュール）</p>	<p>第 7 条（納入予定日・制作スケジュール）</p>
<p>1. 当社は、利用者と協議の<u>うえ</u>、納入予定日及びシナリオ制作のスケジュールを変更<u>できるものとします</u>。利用者は、当社による本サービスの提供状況によっては、納入予定日及びシナリオ制作のスケジュールに変動が生じる可能性があることを予め承<u>するものと</u>します。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、納入予定日又はシナリオ制作のスケジュールの変更が当社の故意又は重過失によるときは、利用者は、月額費用に遅延日数に応じた法廷利率の割合を乗じた遅延損害金を当社に対して請求<u>できるものと</u>します。</p>	<p>1. 当社は、利用者と協議の<u>上</u>、納入予定日及びシナリオ制作のスケジュールを変更<u>できます</u>。利用者は、当社による本サービスの提供状況によっては、納入予定日及びシナリオ制作のスケジュールに変動が生じる可能性があることを予め了承します。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、納入予定日又はシナリオ制作のスケジュールの変更が当社の故意又は重過失によるときは、利用者は、月額費用に遅延日数に応じた法廷利率の割合を乗じた遅延損害金を当社に対して請求<u>できま</u>す。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第8条（納入・検収）</p> <p>1. <u>当社は、利用者と別途協議の上定めた納入予定日までに当社の指定する方法により、利用者に対して本シナリオを納入するものと</u>します。</p> <p>2. <u>利用者は本シナリオの納入の日から5日以内に本シナリオが本仕様書のとおり</u>に制作されていることを検査し、合否を当社に通知<u>するものと</u>します。</p> <p>3. <u>当社は、前項の検査の不合格通知を受け取ったときは、本シナリオを修補して再度、利用者による検査を</u><u>受けるものと</u>します。</p> <p>4. <u>第2項の検査期間を経過しても、利用者が当社に検査に関する通知をしない場合は、本シナリオは検査に合格したものとみな</u>します。</p>	<p>第8条（納入・検収）</p> <p>1.当社は、利用者と別途協議の上定めた納入予定日までに当社の指定する方法により、利用者に対して本シナリオを納入します。</p> <p>2.利用者は本シナリオの納入の日から5日以内に本シナリオが本仕様書のとおりに制作されていることを検査し、合否を当社に通知します。</p> <p>3.当社は、前項の検査の不合格通知を受け取ったときは、本シナリオを修補して再度、利用者による検査を<u>受け</u>ます。</p> <p>4.第2項の検査期間を経過しても、利用者が当社に検査に関する通知をしない場合は、本シナリオは検査に合格したものとみなします。</p>
<p>第9条（契約不適合責任）</p> <p>1. <u>利用者が前条に基づく本シナリオの納入から1ヶ月以内に本シナリオの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見して、当社に通知したときは、当社は、追加費用の負担無しにこれを修補</u><u>するものと</u>します。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、本シナリオについて契約不適合が重要でなく、その修補に過分の費用を要する場合には、当社は本シナリオの修補責任を</u><u>負わないものと</u>します。</p> <p>3. <u>当社は、本条に記載のもの以外の契約不適合責任を負わないものと</u>します。</p>	<p>第9条（契約不適合責任）</p> <p>1.利用者が前条に基づく本シナリオの納入から1ヶ月以内に本シナリオの種類又は品質が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見して、当社に通知したときは、当社は、追加費用の負担無しにこれを修補します。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、本シナリオについて契約不適合が重要でなく、その修補に過分の費用を要する場合には、当社は本シナリオの修補責任を<u>負いません</u>。</p> <p>3.当社は、本条に記載のもの以外の契約不適合責任を負わないものとします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 10 条 (保守サポート)</p> <p>1. <u>利用者は、本サービスの利用期間中、平日の 9 時から 18 時まで、当社が指定するサポート窓口へ問い合わせを行う方法により以下の各号の保守サポートを受けることができます。</u></p> <p>(1)本シナリオの運用又は操作方法に関する問い合わせ</p> <p>(2)第 8 条に規定される検査完了後に本シナリオが正常に作動しなくなった場合における本シナリオの修正</p> <p>(3)前号の他、本シナリオに関する不具合の解消</p> <p>2. <u>本契約における保守サポート内容には、以下の各号は含まれません。以下の各号のサービスを希望するときは別途契約を締結して、追加の作業料金を当社に支払うものとします。</u></p> <p><u>(1)本仕様書に定めのない本シナリオの追加・変更</u></p> <p>(2)その他前項各号に定めのない事項</p>	<p>第 10 条 (保守サポート)</p> <p>1.利用者は、本サービスの利用期間中、平日の 9 時から 18 時まで、当社が指定するサポート窓口へ問い合わせを行う方法により以下の各号の保守サポートを受けることができます。</p> <p>(1)本シナリオの運用又は操作方法に関する問い合わせ</p> <p>(2)第 8 条に規定される検査完了後に本シナリオが正常に作動しなくなった場合における本シナリオの修正</p> <p>(3)前号の他、本シナリオに関する不具合の解消</p> <p>2.本契約における保守サポート内容には、以下の各号は含まれません。以下の各号のサービスを希望するときは別途契約を締結して、追加の作業料金を当社に支払います。</p> <p>(1)本仕様書に定めのない本シナリオの追加・変更</p> <p>(2)その他前項各号に定めのない事項</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 11 条（著作権等の帰属）</p> <p>1. <u>本シナリオの著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含む。）は、納入をもって、当社から利用者に移転するものとします。ただし、シナリオの制作に共通に利用される Web 素材、ならびに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されるものとします。</u> 当社は、当該共通部分の著作物を利用者が追加費用の支払いを要することなく、RPA ソフトウェアを利用するのに必要な範囲で使用することを許諾します。</p> <p>2. <u>当社は本シナリオにつき著作者人格権を行使しないものとします。</u></p> <p>3. <u>第 1 項に定める場合を除き、本サービスに関連して生じた一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。）は、当社に帰属するものとします。</u></p>	<p>第 11 条（著作権等の帰属）</p> <p>1. 本シナリオの著作権（著作権法第 27 条又は第 28 条に関する権利を含む。）は、納入をもって、当社から利用者に移転します。ただし、シナリオの制作に共通に利用される Web 素材、ならびに HTML、スクリプト、ルーチン及びモジュール等の著作権は、当社又は当社に権利を許諾している者に留保されます。当社は、当該共通部分の著作物を利用者が追加費用の支払いを要することなく、RPA ソフトウェアを利用するのに必要な範囲で使用することを許諾します。</p> <p>2. 当社は本シナリオにつき著作者人格権を行使しません。</p> <p>3. 第 1 項に定める場合を除き、本サービスに関連して生じた一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。）は、当社に帰属します。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第12条（禁止事項）</p> <p>1. <u>利用者は</u>、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれの行為をしてはならず、第三者をして当該行為を行わせないものとします。</p> <p>(1)RPA ソフトウェアの使用許諾契約に反して、本サービスを利用すること。</p> <p>(2)法令に違反すること。犯罪行為又は犯罪を助長すること。</p> <p>(3)当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。</p> <p>(4)第三者の肖像権、プライバシー、又はパブリシティ権を侵害すること。</p> <p>(5)当社又は第三者の名誉及び信用を毀損させること。</p> <p>(6)本サービスの著作権その他の知的財産権が、当社以外の者に帰属するものであると第三者に誤認させること。</p> <p>(7)当社の商号又は本サービスと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有もしくは使用すること。</p> <p>(8)公序良俗に反すること。</p> <p>(9)その他不適切であると当社が合理的に判断したこと</p> <p>2. <u>利用者が前項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、</u>当社は、利用者への催告なしに、直ちに、本サービスの全部又は一部を中止することが<u>できるものと</u></p>	<p>第12条（禁止事項）</p> <p>1.利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれの行為をしてはならず、第三者をして当該行為を行わせないものとします。</p> <p>(1)RPA ソフトウェアの使用許諾契約に反して、本サービスを利用すること。</p> <p>(2)法令に違反すること。犯罪行為又は犯罪を助長すること。</p> <p>(3)当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。</p> <p>(4)第三者の肖像権、プライバシー、又はパブリシティ権を侵害すること。</p> <p>(5)当社又は第三者の名誉及び信用を毀損させること。</p> <p>(6)本サービスの著作権その他の知的財産権が、当社以外の者に帰属するものであると第三者に誤認させること。</p> <p>(7)当社の商号又は本サービスと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有もしくは使用すること。</p> <p>(8)公序良俗に反すること。</p> <p>(9)その他不適切であると当社が合理的に判断したこと</p> <p>2.利用者が前項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、当社は、利用者への催告なしに、直ちに、本サービスの全部又は一部を中止することが<u>できません</u>。利用者は、</p>

新旧対照表

旧

新

~~します~~。利用者は、このことについて異議を~~申し立てないものとします~~。

このことについて異議を~~申し立てません~~。

新旧対照表

旧	新
<p>第 13 条 (利用料金及び支払方法)</p> <p>1. <u>利用者は、当社に対し、本サービスの対価として、本サービスの初期費用、月額費用及びオプション費用（以下「利用料金」といいます。）を、一括払い又は月額払いにより支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>本サービスの月額費用の課金開始日は、初回のキックオフミーティングの実行日とします。</u></p> <p>3. <u>支払方法が一括払いの場合、利用者は当社が定める支払期日までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法又は口座引き落としによる方法により支払うものとします。</u></p> <p>4. <u>支払方法が月額払いの場合、当社は毎月 10 営業日までに前月の利用料金の請求書を利用者に発行します。利用者は、当社の指定の口座へ振り込む方法による場合は、請求書受領月の末日までに、口座引き落としによる方法による場合は、請求書受領月の翌月 5 日までに、請求金額に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。</u></p> <p>5. <u>当社は、前各項に基づく利用者への利用料金の請求及び代金の受領業務を原則として、当社の関係会社であるスターティア株式会社（以下「スターティア」という）に委託します。利用者からスターティアへの利用料金の支払いと同時に、当社に対する利用料金の支払いは完了するものとします。</u></p> <p>6. <u>振込手数料が発生する場合は、利用者の負担とします。</u></p> <p>7. <u>月額費用に日割り計算は適用されないとします。本契約が月の途中で開始し又は終了したことにより、±ヶ月に満たない月についても、利用</u></p>	<p>第 13 条 (利用料金及び支払方法)</p> <p>1. 利用者は、当社に対し、本サービスの対価として、本サービスの初期費用、月額費用及びオプション費用（以下「利用料金」といいます。）を、一括払い又は月額払いにより支払います。</p> <p>2. 本サービスの月額費用の課金開始日は、初回のキックオフミーティングの実行日とします。</p> <p>3. 支払方法が一括払いの場合、利用者は当社が定める支払期日までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法又は口座引き落としによる方法により支払います。</p> <p>4. 支払方法が月額払いの場合、当社は毎月 10 営業日までに前月の利用料金の請求書を利用者に発行します。利用者は、当社の指定の口座へ振り込む方法による場合は、請求書受領月の末日までに、口座引き落としによる方法による場合は、請求書受領月の翌月 5 日までに、請求金額に消費税相当額を加算した金額を支払います。</p> <p>5. 当社は、前各項に基づく利用者への利用料金の請求及び代金の受領業務を原則として、当社の関係会社であるスターティア株式会社（以下「スターティア」という）に委託します。利用者からスターティアへの利用料金の支払いと同時に、当社に対する利用料金の支払いは完了します。</p> <p>6. 振込手数料が発生する場合は、利用者の負担とします。</p> <p>7. 月額費用に日割り計算は適用されません。本契約が月の途中で開始し又は終了したことにより、1ヶ月に満たない月についても、利用者は、1ヶ月分</p>

新旧対照表

旧	新
<p>者は、1ヶ月分の月額費用を当社に支払うものとします。</p> <p>8.1利用者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>第14条（通知義務）</p> <p>1.1利用者は、以下の各号のいずれかの利用者情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出するものとします。</p> <p>(1)商号又は名称</p> <p>(2)住所</p> <p>(3)電話番号1</p> <p>電子メールアドレス</p>	<p>の月額費用を当社に支払います。</p> <p>8.利用者が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。</p> <p><u>9.当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本サービスの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1ヶ月以上前に利用者に告知することにより、利用料金を改定することができます。</u></p> <p>第14条（通知義務）</p> <p>1.利用者は、以下の各号のいずれかの利用者情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。</p> <p>(1)商号又は名称</p> <p>(2)住所</p> <p>(3)電話番号</p> <p><u>(4)電子メールアドレス</u></p> <p><u>(5)合併、会社分割、減資、又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>2. <u>当</u>当社が、利用者情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>3. <u>利</u>利用者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることが<u>できないものとします</u>。</p> <p>第15条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第16条（再委託）</p> <p>当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することが<u>できるものとします</u>。この場合、当社は、本契約における当社の義務と同等の義務を委託先に対して課すものとし、利用者に対して、委託先の行為について自らの行為と同等の責任を<u>負うものとします</u>。</p>	<p>2. 当社が、利用者情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>3. 利用者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることが<u>できません</u>。</p> <p>第15条（権利義務の譲渡禁止）</p> <p>利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。</p> <p>第16条（再委託）</p> <p>当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することが<u>できます</u>。この場合、当社は、本契約における当社の義務と同等の義務を委託先に対して課すものとし、利用者に対して、委託先の行為について自らの行為と同等の責任を<u>負います</u>。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 17 条 (秘密保持)</p> <p>1. <u>当</u>社が利用者より取得した個人情報の取り扱いは、当社ホームページ上の「個人情報保護方針」、「個人情報の取扱いについて」(https://www.startiaraise.co.jp/privacy.html) のとおりとします。</p> <p>2. <u>当</u>社及び利用者は、以下の各号のいずれかに該当する情報 (以下「秘密情報」といいます。) を秘密として <u>取り扱</u>い相手方の事前の書面による承諾 <u>を得ない</u>で第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。</p> <p>(1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報</p> <p>(2) 相手方から口頭もしくは映像等により開示を受け、その 2 週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報</p> <p>3. <u>前</u>項の規定にかかわらず、</p>	<p>第 17 条 (秘密保持)</p> <p>1. 当社が利用者より取得した個人情報の取り扱いは、当社ホームページ上の「個人情報保護方針」、「個人情報の取扱いについて」(https://www.startiaraise.co.jp/privacy.html) のとおりとします。</p> <p>2. 当社及び利用者は、以下の各号のいずれかに該当する情報 (以下「秘密情報」といいます。) を秘密として <u>取り扱</u>います。 <u>当社及び利用者は、秘密情報を</u>相手方の事前の書面による承諾 <u>なし</u>に第三者に開示 <u>し</u>、又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。</p> <p>(1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報</p> <p>(2) 相手方から口頭もしくは映像等により開示を受け、その 2 週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、 <u>以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外します。</u></p> <p><u>(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報</u></p> <p><u>(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報</u></p> <p><u>(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報</u></p> <p><u>(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報</u></p> <p><u>(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>当社及び利用者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できるものとします</u>。</p> <p>(1) 自社又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合</p> <p>(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等に基づき開示を求められた場合、法令又は同規則等に基づき開示が必要とされている場合</p> <p>(3) 当社が本サービスの委託先に対して、本サービスの提供に必要な範囲で情報を開示する場合</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外します。</p> <p>(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報</p> <p>(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報</p> <p>(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報</p> <p>5. 当社及び利用者は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に<u>取り扱うもの</u>とします。</p> <p>6. ー</p>	<p><u>4. 第2項の規定にかかわらず</u>、当社及び利用者は、以下の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することが<u>できます</u>。</p> <p>(1) 自社又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合</p> <p>(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等に基づき開示を求められた場合、法令又は同規則等に基づき開示が必要とされている場合</p> <p>(3) 当社が本サービスの委託先に対して、本サービスの提供に必要な範囲で情報を開示する場合</p> <p>5</p> <p>当社及び利用者は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に<u>取り扱います</u>。</p> <p>6. <u>当社及び利用者は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合理的な安全管理措置をとります。</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>当社又は利用者は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは利用者に返却しなければならないものとします。</p> <p>7. 本条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとします。</p> <p>第 18 条（契約期間、解約違約金）</p> <p>1. 本契約の満了日は、課金開始日が属する月の 1 日から起算して 1 年を経過する日とします。契約期間の満了日の 3 ヶ月前の末日までに当社又は利用者のいずれから、更新しない旨の通知がないときは、本契約は、同一条件にて 1 年間自動で更新されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>2. 利用者が本契約を解約するときは、解約希望月の 3 ヶ月前の末日までに、当社所定の解約方法により、解約希望月の末日をもって本サービスを解約することが<u>できるものとします。</u></p> <p>3. 利用者が契約期間満了日前に本契約を解約した場合、利用者は、解約違約金として、契約期間の残期間分の月額費用相当額を当社に支払うものとし、当社が既に受領した利用料金については、返金<u>しないものとします。</u>なお、利用者が本規約に違反して当社より本契約を解除されて契約期間満了日前に本契約が終了した場合も同様とします。</p>	<p><u>7.</u>当社又は利用者は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは利用者に返却します。</p> <p>第 18 条（契約期間、解約違約金）</p> <p>1. 本契約の満了日は、課金開始日が属する月の 1 日から起算して 1 年を経過する日とします。契約期間の満了日の 3 ヶ月前の末日までに当社又は利用者のいずれから、更新しない旨の通知がないときは、本契約は、同一条件にて 1 年間自動で更新されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>2. 利用者が本契約を解約するときは、解約希望月の 3 ヶ月前の末日までに、当社所定の解約方法により、解約希望月の末日をもって本サービスを解約することが<u>できます。</u></p> <p>3. 利用者が契約期間満了日前に本契約を解約した場合、利用者は、解約違約金として、契約期間の残期間分の月額費用相当額を当社に支払うものとし、当社が既に受領した利用料金については、返金<u>しません。</u>なお、利用者が本規約に違反して当社より本契約を解除されて契約期間満了日前に本契約が終了した場合も同様とします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 19 条（契約解除、期限の利益喪失）</p> <p>1. <u>一</u>当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を<u>妨げないものとします</u>。</p> <p>(1)本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。</p> <p>(2)監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。</p> <p>(3)差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。</p> <p>(4)破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>(5)その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。</p> <p>(6)第 12 条（禁止事項）又は第 23 条（反社会的勢力の排除）のいずれかに違反したとき。</p> <p>(7)重大な過失又は<u>二</u>背信行為があったとき。</p> <p>(8)その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>2. <u>二</u>当社は、利用者が前項各号以外の本規約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できるものとします</u>。</p> <p>3. <u>三</u>利用者は、自らが前<u>三</u>項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に一切の債務を弁済しなければならないものとし</p>	<p>第 19 条（契約解除、期限の利益喪失）</p> <p>1.当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を<u>妨げません</u>。</p> <p>(1)本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。</p> <p>(2)監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。</p> <p>(3)差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。</p> <p>(4)破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき</p> <p>(5)その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。</p> <p>(6)第 12 条（禁止事項）又は第 23 条（反社会的勢力の排除）のいずれかに違反したとき。</p> <p>(7)重大な過失、<u>一</u>又は背信行為があったとき。</p> <p>(8)その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>2.当社は、利用者が前項各号以外の本規約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できます</u>。</p> <p>3.利用者は、自らが前 <u>2</u> 項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に一切の債務を弁済しなければならないものとします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>ます。</p> <p>4. <u>利用者が本規約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員について一切返金を受けることができません。</u></p> <p>第 20 条（サービスの廃止）</p> <p>1. <u>当社は、3 ヶ月以上前に利用者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、これにより本サービスの全部が終了したときは、その終了日をもって本契約も終了するものと</u>します。</p> <p>2. <u>当社は、前各項の一時停止又は廃止により利用者及び第三者が損害を被ったとしても、当社は一切の賠償責任を負いません。</u></p>	<p>4. 利用者が本規約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員について一切返金を受けることができません。</p> <p>第 20 条（サービスの廃止）</p> <p>1. 当社は、3 ヶ月以上前に利用者に通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、これにより本サービスの全部が終了したときは、その終了日をもって本契約も終了します。</p> <p>2. 当社は、前各項の一時停止又は廃止により利用者及び第三者が損害を被ったとしても、当社は一切の賠償責任を負いません。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 21 条（免責及び非保証）</p> <p>1. <u>当社は、本サービスについて、明示黙示を問わず、商品性、正確性及び有用性等を保証しないものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、本サービスの提供をもって、利用者の要求と完全に合致すること、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。</u></p> <p>3. <u>利用者が供した資料もしくは利用者の指図に誤りがあったとき又は第 5 条（利用者の協力義務）に基づく協力を怠ったときは、当社は、RPA を完成させることができない可能性があります。利用者は、このことについて、当社に異議を<u>申し立てないものとします。</u></u></p> <p>4. <u>当社は、利用者の供した資料もしくは利用者の指図の誤りその他利用者の責めに帰すべき事由により生じた本シナリオの動作不良や契約不適合その他一切の損害について責任を負いません。</u></p> <p>5. <u>本サービスにより制作することができる本シナリオは、利用者の単純かつ定型の業務を対象とします。都度人の判断が必要な業務、複雑な処理が求められる業務その他 RPA により自動化することに適していない業務を、本シナリオの対象とすることはできません。</u></p> <p>6. <u>当社は、本シナリオの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証しないものとします。</u></p> <p>7. <u>RPA ソフトウェアにおいて、本シナリオを利用するかどうかの有無は利用者の判断に<u>基づくものとします。</u>本シナリオの作動によって利用者のシステム上で生じた誤作動、データの誤送信及びデータの削除等の一切</u></p>	<p>第 21 条（免責及び非保証）</p> <p>1. 当社は、本サービスについて、明示黙示を問わず、商品性、正確性及び有用性等を保証しないものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスの提供をもって、利用者の要求と完全に合致すること、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。</p> <p>3. 利用者が供した資料もしくは利用者の指図に誤りがあったとき又は第 5 条（利用者の協力義務）に基づく協力を怠ったときは、当社は、RPA を完成させることができない可能性があります。利用者は、このことについて、当社に異議を<u>申し立てません。</u></p> <p>4. 当社は、利用者の供した資料もしくは利用者の指図の誤りその他利用者の責めに帰すべき事由により生じた本シナリオの動作不良や契約不適合その他一切の損害について責任を負いません。</p> <p>5. 本サービスにより制作することができる本シナリオは、利用者の単純かつ定型の業務を対象とします。都度人の判断が必要な業務、複雑な処理が求められる業務その他 RPA により自動化することに適していない業務を、本シナリオの対象とすることはできません。</p> <p>6. 当社は、本シナリオの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証しないものとします。</p> <p>7. RPA ソフトウェアにおいて、本シナリオを利用するかどうかの有無は利用者の判断に<u>基づきます。</u>本シナリオの作動によって利用者のシステム上で生じた誤作動、データの誤送信及びデータの削除等の一切の結果について</p>

新旧対照表

旧	新
<p>の結果については、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>8. 利用者は、自己の責任において RPA ソフトウェアを使用する利用者の環境下で登録又は保存したデータのバックアップを行<u>うものとします</u>。当社は、当該データの消失・毀損について、一切の責任を<u>負わないものとします</u>。</p> <p>9. 当社は、RPA ソフトウェアが正常に動作すること及び RPA ソフトウェアが契約内容に適合しない事項（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されることのいずれも保証しません。</p> <p>10. 第 10 条（保守サポート）に基づくサポートは、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではなく、また、当社の担当者の説明に基づいて利用者が実施した作業及び当社の担当者がリモートで実施した作業の内容について保証するものではありません。</p> <p>11. 第 10 条（保守サポート）に基づくサポートは、メーカーや RPA ソフトウェアの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるソフトウェア<u>（OS）</u>等をそれぞれ提供するメーカーや RPA ソフトウェアの提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。</p> <p>12. 利用者と RPA ソフトウェアの提供事業者との間で生じたトラブルについては利用者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>8. 利用者は、自己の責任において RPA ソフトウェアを使用する利用者の環境下で登録又は保存したデータのバックアップを行<u>います</u>。当社は、当該データの消失・毀損について、一切の責任を<u>負いません</u>。</p> <p>9. 当社は、RPA ソフトウェアが正常に動作すること及び RPA ソフトウェアが契約内容に適合しない事項（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されることのいずれも保証しません。</p> <p>10. 第 10 条（保守サポート）に基づくサポートは、利用者からの問<u>い合わせ</u>を遅滞無く受け付けることを保証するものではなく、また、当社の担当者の説明に基づいて利用者が実施した作業及び当社の担当者がリモートで実施した作業の内容について保証するものではありません。</p> <p>11. 第 10 条（保守サポート）に基づくサポートは、メーカーや RPA ソフトウェアの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問<u>い合わせ</u>の内容によっては、問<u>い合わせ</u>の対象となるソフトウェア<u>（OS）</u>等をそれぞれ提供するメーカーや RPA ソフトウェアの提供事業者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接問<u>い合わせ</u>することを依頼するに留まる場合があります。</p> <p>12. 利用者と RPA ソフトウェアの提供事業者との間で生じたトラブルについては利用者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 22 条（損害賠償）</p> <p>1. <u>当社が本サービスに関連して、利用者に対して負担する損害賠償責任は、当社の責めに基づく事由によって利用者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとします。</u> 当社は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負いません。</p> <p>2. <u>当社が利用者に対して負担する損害賠償額の上限は、本サービスの月額費用の 1 ヶ月分相当額とします。</u></p> <p>3. <u>利用者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対して、当社が被った通常の損害の賠償を請求できるものとします。</u></p> <p>4. <u>利用者が本サービスの利用を通じて第三者に対し不利益又は損害を与えた場合利用者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします</u></p> <p>。</p>	<p>第 22 条（損害賠償）</p> <p>1. 当社が本サービスに関連して、利用者に対して負担する損害賠償責任は、当社の責めに基づく事由によって利用者が直接かつ現実に被った通常の損害に<u>限ります</u>。当社は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、<u>本サービスの使用に付随もしくは関連して生じる</u>逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負いません。</p> <p>2. 当社が利用者に対して負担する損害賠償額の上限は、本サービスの月額費用の 1 ヶ月分相当額とします。</p> <p>3. 利用者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対して、当社が被った通常の損害の賠償を請求<u>できます</u>。</p> <p>4. 利用者が本サービスの利用を通じて第三者に対し不利益又は損害を与えた場合利用者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は、一切の責任を<u>負いません。</u></p> <p><u>5. 本サービスの利用に関して、当社が利用者に対して負担する損害賠償責任は、本条に定めるものが全てであり、利用者は、本条に定める範囲を超えて当社に対して損害賠償請求をすることができません。</u></p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 23 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 当 当社及び利用者は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。</p> <p>(1) 自 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと</p> <p>(2) 自 自らの役員（名称の <u>如何</u> を問わず、実質的に経営を支配する者を含みます）、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと</p> <p>(3) 自 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと</p> <p>2. 当 当社及び利用者は相手方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが <u>できるものとします</u>。</p> <p>3. 前 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償 <u>するものと</u> します。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を <u>行わないものと</u> します。</p>	<p>第 23 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 当社及び利用者は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。</p> <p>(1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと</p> <p>(2) 自らの役員（名称の <u>いかん</u> を問わず、実質的に経営を支配する者を含みます）、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと</p> <p>(3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと</p> <p>2. 当社及び利用者は相手方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが <u>できます</u>。</p> <p>3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償 <u>します</u>。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を <u>行うことができません</u>。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 24 条（導入事例の掲載許可）</p> <p>利用者は、本サービスの導入事例を当社の Web サイト及びパンフレット等に掲載することについて、当社から協力要請があったときは、可能な範囲でこれに協力<u>するものと</u>します。この場合、当社は、当該事例を掲載する際に利用者に対して掲載内容について事前の確認を<u>行うものとしま</u> <u>す。</u></p> <p>第 25 条（不可抗力）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を<u>負わ</u> <u>ないものとします。</u>ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</p>	<p>第 24 条（導入事例の掲載許可）</p> <p>利用者は、本サービスの導入事例を当社の Web サイト及びパンフレット等に掲載することについて、当社から協力要請があったときは、可能な範囲でこれに協力します。この場合、当社は、当該事例を掲載する際に利用者に対して掲載内容について事前の確認を<u>行います。</u></p> <p>第 25 条（不可抗力）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、<u>輸送機関の事故</u>、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、<u>取引先の倒産</u>、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を<u>負いません。</u>ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p>第 26 条（残存条項）</p> <p>第 11 条（著作権等の帰属）、第 12 条（禁止事項）、第 15 条（権利義務の譲渡禁止）、第 17 条（秘密保持）、第 19 条（契約解除、期限の利益喪失）第 3 項及び第 4 項、第 21 条（免責及び非保証）、第 22 条（損害賠償）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項及び第 3 項、第 25 条（不可抗力）、第 27 条（準拠法及び管轄合意）及び本条の規定は、本契約の終了後も引き続きその効力を<u>有するものと</u>します。</p> <p>第 27 条（準拠法及び管轄合意）</p> <p>1. <u>本</u>契約の準拠法は日本法とし、日本の法律により解釈されます。</p> <p>2. <u>本</u>契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 28 条（協議事項）</p> <p>本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社及び利用者が協議し円満に解決を図るものとします。</p>	<p>第 26 条（残存条項）</p> <p>第 11 条（著作権等の帰属）、第 12 条（禁止事項）、第 15 条（権利義務の譲渡禁止）、第 17 条（秘密保持）、第 <u>18 条（契約期間、解約違約金）第 3 項、第 19 条（契約解除、期限の利益喪失）第 3 項及び第 4 項、第 21 条（免責及び非保証）、第 22 条（損害賠償）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 2 項及び第 3 項、第 25 条（不可抗力）、第 27 条（準拠法及び管轄合意）</u>及び本条の規定は、本契約の終了後も引き続きその効力を<u>有</u>します。</p> <p>第 27 条（準拠法及び管轄合意）</p> <p>1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本の法律により解釈されます。</p> <p>2. 本契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>第 28 条（協議事項）</p> <p>本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社及び利用者が協議し円満に解決を図るものとします。</p>

新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="1048 304 1106 336">以上</p> <p data-bbox="741 400 1106 432">スターティアレイズ株式会社</p> <p data-bbox="824 496 1106 528">2022年11月1日制定</p>	<p data-bbox="2040 304 2098 336">以上</p> <p data-bbox="1733 400 2098 432">スターティアレイズ株式会社</p> <p data-bbox="1809 496 2098 528">2022年11月1日制定</p> <p data-bbox="1809 544 2098 576">2024年4月15日改訂</p>